

公立大学法人宮崎公立大学研究倫理委員会規程

令和6年6月20日

規程第151号

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審査するため設置する宮崎公立大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 宮崎公立大学（以下「本学」という。）の専任教員、特任教員、第2種非常勤講師（以下「教員」という。）が人を対象として行う研究が、倫理的配慮のもとに計画されているか審査する。

(申請の手続き)

第3条 研究計画の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の倫理審査申請書、様式第2号の研究の対象となる者（以下「研究協力者」という。）への趣旨説明書、様式第3号の研究協力者同意書を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 研究協力者への趣旨説明書は、質問紙調査を実施する場合には質問紙の原票を添付しなければならない。
- 3 研究協力者同意書は、研究方法、対象者を勘案して、適宜変更ができるものとする。
- 4 研究協力者同意書は、大規模な質問紙調査等、研究協力者が多数になる場合、質問紙等に研究協力者が自らの意思で研究協力者となることに同意する旨の記載があれば、提出不要とする。
- 5 委員会は、定期的（原則として8月および2月）に開催するものとする。
- 6 申請者は、委員会の定める申請期間中に申請を行わなければならない。
- 7 申請者は、委員会へ審査を申請する研究が、所属学会等の論文投稿規程や倫理審査規程等に抵触していないことを自ら確認しておかねばならない。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻から各1名
 - (3) その他委員長が指名した者 1名
- 2 前項2号に掲げる委員は、委員長と各専攻長が協議の上、指名する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学部長をもって充て、副委員長は学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、申請者が委員長であるとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査)

第7条 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合においては、議長が議決に加わることはできない。

- 2 委員は、自己の研究計画に関わる審査に加わることはできない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。
- 4 委員は、中立的かつ公正に審査を行わなければならない。

(審査の対象)

第8条 委員会は、人を対象とする研究に関して申請された研究計画の内容を、次に掲げる倫理的観点に基づいて審査を行うものとする。

- (1) 研究協力者の人権への配慮
- (2) 研究によって生ずる研究協力者への不利益及び危険性に対する配慮
- (3) 研究協力者又はその家族等に理解を求め同意を得る方法
- (4) 個人情報保護の方法

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 該当せず
- 2 承認の場合は、研究を実施することができる。条件付き承認、変更の勧告、不承認である場合には、それぞれの条件、変更すべき内容、不承認の理由を申請者に明示しなければならない。

(審査手続の省略)

第10条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、持ち回り審査の上、委員長が判定することができる。

- (1) 既に承認された研究計画の軽微な変更であるもの
- (2) 審査が急を要するもの
- (3) 事例に基づいて審査結果が明瞭に推定できるもの
- (4) 他の審査機関の審査を受けて承認を得ているもの

(審査結果の通知)

第11条 委員長は、審査終了後、速やかに審査判定の結果を学長に答申しなければならない。

- 2 学長は、前項の答申に基づき、速やかに申請者に様式第4号の倫理審査結果通知書を交付しなければならない。

(再審査)

第12条 申請者は、審査の判定結果に対し異議のある場合は、倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を申請することができる。

- 2 再審査の申請は、様式第5号の再審査申請書により行わなければならない。

(研究成果の公表)

第13条 申請者は、知的財産権の取得等の合理的な理由のために公表に制約がある場合を除き、研究成果を速やかに公表しなければならない。

(報告書の提出)

第14条 申請者は、研究終了後、速やかに様式第6号の研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第16条 委員会の事務局は、企画総務課企画係において処理する。

(その他)

第17条 この規程に定めのないことで疑義が生じた場合は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

(様式第1号)

倫理審査申請書

年 月 日

宮崎公立大学長 殿

申請者 所属
職名
氏名

公立大学法人宮崎公立大学研究倫理委員会規程に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	所属 職名 氏名
3. 共同研究者	所属 職名 氏名
	所属 職名 氏名
	所属 職名 氏名
4. 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5. 研究の目的及び研究成果の発表形式（課題研究、紀要、学術雑誌等）や研究協力者への開示	
6. 研究計画（研究実施場所、所要時間について記入のこと。）	
7. 研究の対象となる者（以下「研究協力者」という。）（予定）の内容（人数、年齢等）	

8. 倫理上の配慮

①研究協力者の人権擁護や個人情報保護のための配慮

②研究によって生じる研究協力者への不利益および危険性に対する配慮

③研究協力者又はその家族等に理解を求め同意を得る方法

④その他（具体的に）

9. その他（各補助金などの対象である場合は名称の記載）

注意事項：審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 項目7. は、人数、年齢等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目5. ～9. に代えることができる。

(様式第2号)

研究協力者への趣旨説明書

(研究の目的、意義、倫理的配慮等を明確に記すこと。)

(様式第3号)

研究協力者同意書

宮崎公立大学長 殿

研究課題名：

研究責任者：所属

職名

氏名

私は、上記の研究に協力するに当たり、以下の事項について様式第2号により十分な説明を受け理解しましたので、自らの意思で研究協力者となることに同意いたします。

説明を受け、理解した項目（□の中に自分で✓をつけてください）

- ☐ 本研究の目的、意義
- ☐ 自由意志に基づく協力であること
- ☐ 本研究への協力を同意した場合でも、随時これを撤回できること
- ☐ 本研究への協力を同意しない場合、また協力を撤回しても、不利益を受けないこと
- ☐ 個人情報には十分に保護されること
- ☐ 研究に協力することによる利益と不利益
- ☐ 研究結果は、学会報告や論文等、個人が特定されない形で公表されること

年 月 日

住 所：

電 話：

氏 名：

自署又は押印

(協力者が 16 歳未満の場合)

保護者氏名：

自署又は押印

(他大学等の場合は所属、本学学生の場合は学籍番号も記載する)

(様式第4号)

倫理審査結果通知書

年 月 日

研究責任者

殿

宮崎公立大学長 印

公立大学法人宮崎公立大学研究倫理委員会規程に基づき、研究倫理委員会において審査を行った結果、下記のとおり判定しましたので、通知いたします。

記

1. 研究課題名					
2. 研究責任者	所属	職名	氏名		
3. 判定	承認	条件付き承認	変更の勧告	不承認	該当せず
条件付き承認、変更の勧告、不承認の理由等					

(様式第5号)

再審査申請書

年 月 日

宮崎公立大学長殿

申請者 所属
職名
氏名

公立大学法人宮崎公立大学研究倫理委員会規程に基づき、下記のとおり再審査を申請いたします。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	所属 職名 氏名
3. 判定	条件付き承認 変更の勧告 不承認 該当せず 審査結果通知書受領日： 年 月 日
4. 再審査申請の理由	

(様式第6号)

研究成果報告書

年 月 日

宮崎公立大学長殿

申請者 所属
職名
氏名

公立大学法人宮崎公立大学研究倫理委員会規程に基づき、下記のとおり研究成果を報告いたします。

記

1. 研究課題名			
2. 研究責任者	所属	職名	氏名
3. 期間中の研究の実施状況			
4. 得られた研究成果			